議案第３３１号

金沢都市計画道路の変更（石川県決定）

１．都市計画道路中 1･2･1 号大河端松任線を次のように変更する。
２．都市計画道路中 1･2･2 号森本木越線を次のように変更する。
３．都市計画道路中 3･3･3 号木越福増線を次のように変更する。
４．都市計画道路中 3･3･8 号東山内灘線を次のように変更する。
５．都市計画道路中 3･3･17 号福久木越線を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	〃 1・2・1	森本松任線 大河端松任線	金沢市今町ニの部 金沢市大河端町東	野々市町柳町 野々市市柳町	金沢市福久町戸水町専光寺町 金沢市戸水町専光寺町	約15,040m 約9,370m	〃 嵩上式	― 4 車線	〃 33m	北陸鉄道浅野川線と立体交差 幹線街路との立体交差 9 箇所	
			なお、次の幹線街路との交差点部に出入口を設ける。 森本津幡線、森本野々市線、福久福増線、東山内灘線、北安江粟崎線、金沢駅湊線、金石街道線、専光寺野田線、西部緑地線 なお、次の幹線街路との交差点部に出入口を設ける。 木越福増線、諸江向粟崎線、北安江粟崎線、金沢駅湊線、金石街道線、専光寺野田線、西部緑地福増線								

議案第３３１号

種別	名称		位置			区域	構造				
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	備考
自動車専用道路	1・2・1	森本松任線	金沢市今町ニの部	野々市町柳町	金沢市福久町戸水町専光寺町	約15,040m	〃	―	〃	北陸鉄道浅野川線と立体交差 幹線街路と立体交差9箇所	
	1・2・2	森本木越線	金沢市今町二の部	金沢市木越町ハの部	金沢市福久町	約3,670m	嵩上式	4車線	33m	―	
			なお、次の幹線街路との交差点部に出入口を設ける。 森本津幡線、森本野々市線、福久福増線、東山内灘線、堀川粟崎線、金沢駅港線、金石街道線、専光寺野田線、西部緑地福増線 なお、次の幹線街路との交差点部に出入口を設ける。 森本津幡線、森本野々市線、木越福増線								
幹線街路	〃	福久福増線	金沢市福久町ホの部	〃	〃	約12,340m	地表式	―	27m	幹線街路と平面交差14箇所	
	3・3・3	木越福増線	金沢市木越町ハの部	金沢市福増町南	金沢市戸水町赤土町	約11,090m	―	4車線	22m	―	
	構造形式の内訳		―	―	―	―	―		―		
			金沢市木越町イの部	金沢市大河端町東	金沢市北寺町	約1,680m	嵩上式		34.5～58.9m		
						―	―		―	―	
						約9,410m	地表式		22～33.5m	幹線街路と平面交差18箇所	

議案第３３１号

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	〃 3・3・8	〃 東山内灘線	〃 金沢市東山3丁目	〃 内灘町向粟崎ぬの部	〃 金沢市高柳町木越町	〃 約8,630m	〃 地表式	— 4車線	〃 25m	JR北陸本線と立体交差 自専道森本松任線と立体交差 幹線街路と平面交差11ヶ所 JR北陸本線と立体交差 北陸自動車道と立体交差 幹線街路森本野々市線福久木越線と立体交差 幹線街路と平面交差9ヶ所	
幹線街路	〃 3・3・17	福久町線 福久木越線	〃 金沢市福久町リの部	金沢市福久町ヌの部 金沢市木越町ハの部		約300m 約960m	〃 地表式	〃 4車線	27m 24m	〃 幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

議案第３３１号

理　由

金沢外環状道路海側幹線は、金沢都市圏の骨格を形成して交通の円滑化を図ると共に、能登・金沢・加賀の連結を強化して広域交流を推進し、環状機能の向上を図ると共に、沿道の産業基盤の整備を行う自動車専用道路４車線と幹線道路４車線の８車線道路である。

１・２・１号森本松任線は、今回、金沢外環状道路海側幹線の金沢市福久町から大河端町の区間において将来交通量が減少するため、自動車専用道路４車線と幹線道路４車線の８車線道路を幹線道路「３・３・３木越福増線」の４車線に変更する。

このことに伴い、金沢市大河端町東から野々市市一柳町区間を「１・２・１号大河端松任線」として延長を L=９，３７０ｍに、金沢市今町二の部から金沢市木越町ハの部区間を「１・２・２号森本木越線」として延長をL=３，６７０ｍに変更する。合わせて、車線数を４車線と決定する。

３・３・３号福久福増線は、金沢外環状道路海側幹線の側道部に位置づけされる主要幹線道路であり、金沢都市圏の骨格を形成して交通の円滑化を図ると共に、環状機能の向上を図り沿道の産業基盤の整備を行う幹線道路である。

今回、金沢外環状道路海側幹線の金沢市福久町から大河端町の区間において、将来交通量が減少するため、自動車専用道路４車線と幹線道路４車線の８車線道路を幹線道路４車線に変更することに伴い、起点を金沢市福久町から金沢市木越町に変更し、路線名を「３・３・３号福久福増線」から「３・３・３号木越福増線」に、延長を L=１２，３４０ｍから L=１１，０９０ｍに変更する。合わせて、車線数を４車線と決定する。

３・３・８号東山内灘線は、能登有料道路や内灘町住宅地と金沢の市街地を結び、能登と金沢の連結を強化して広域交流を推進させる幹線街路である。今回、金沢外環状道路海側幹線の金沢市福久町から大河端町の区間において、将来交通量が減少することに伴い、３・３・３号福久福増線との交差点部において左折レーンの削除を行う。合わせて、車線数を４車線と決定する。

３・３・１７号福久町線は、３・１・１号森本野々市線と３・３・３号福久福増線とを福久町で接続させることにより、環状機能の向上を図る幹線道路である。今回、３・３・３号福久福増線の起点を金沢市福久町から金沢市木越町に変更することに伴い、起点を金沢市福久町から金沢市木越町に変更し、路線名を「３・３・８号福久町線」から「３・３・８号福久木越線」に、延長を L=３００ｍから L=９６０ｍに、幅員を２７ｍから２４ｍに変更する。合わせて、車線数を４車線と決定する。

道路の変更

議案第３３１号

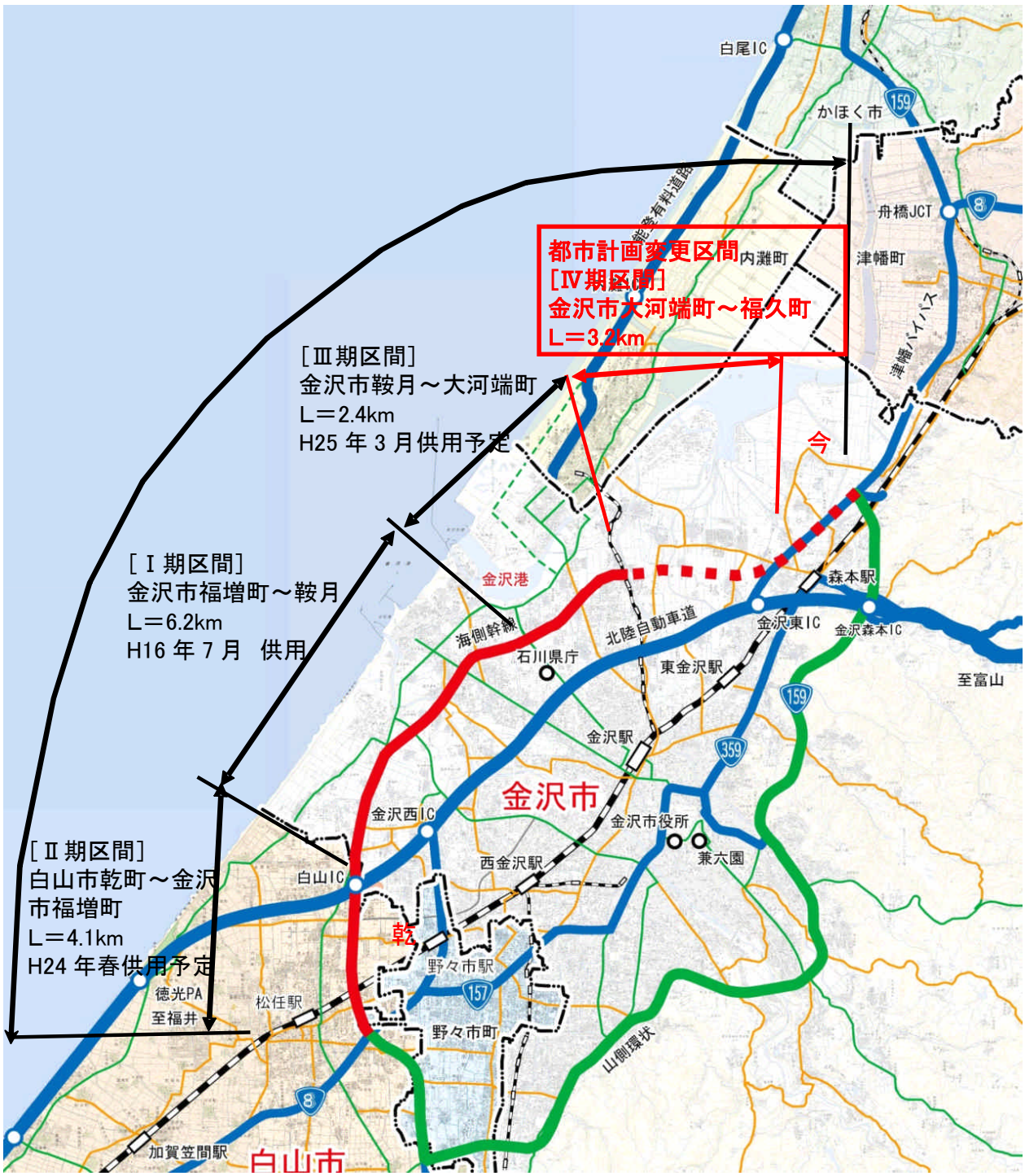

議案第３３１号
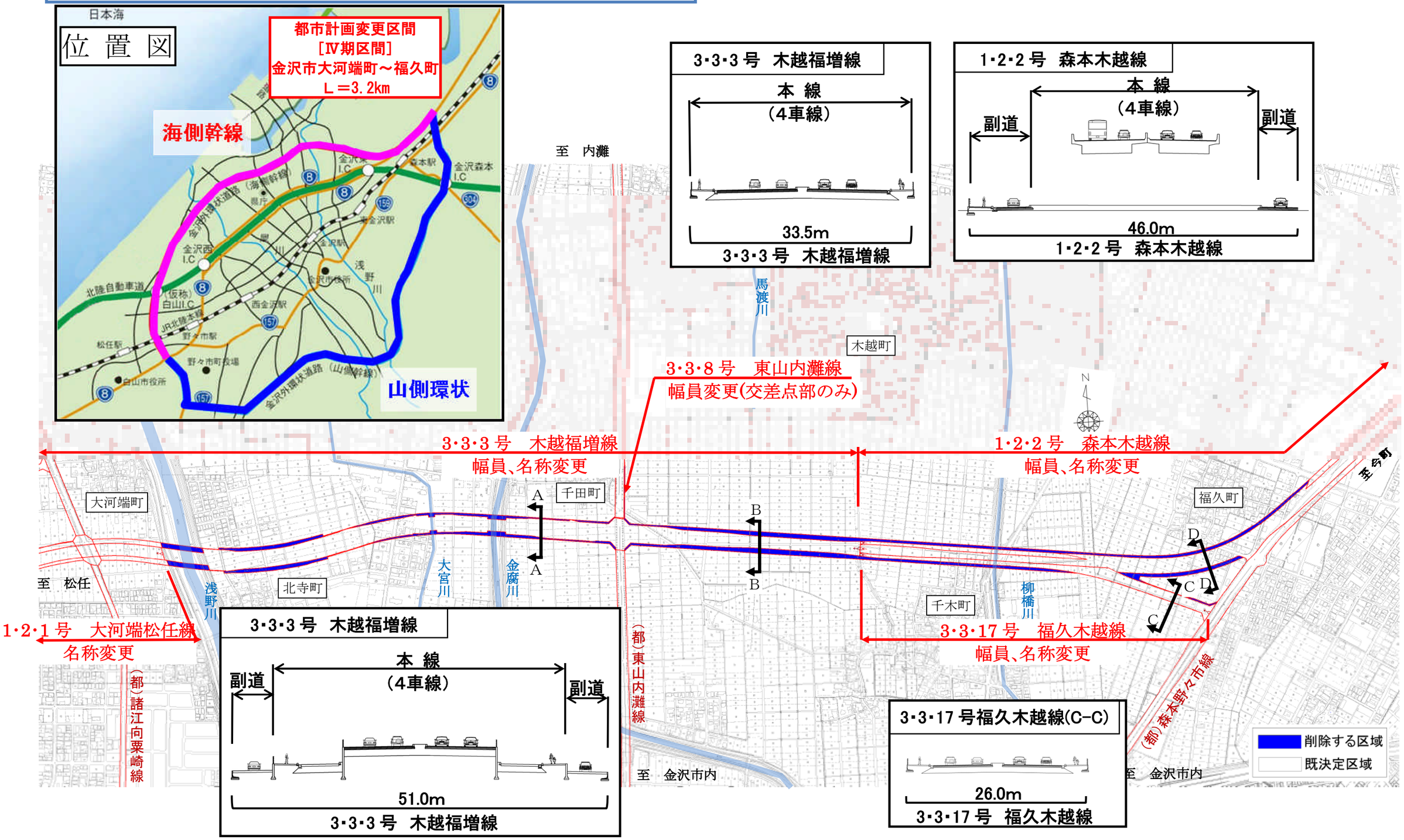
金沢都市計画道路の変更(海側幹線)